

## 第6章 青少年に関する相談

### 1 教育総合研究所・嶺南教育事務所が受け付けた相談件数等

【教育総合研究所】

令和4年度の来所相談実件数は、118件で、その内訳は高校生53件（既卒者含む）、中学生33件、小学生32件、幼児0件でした。延べ相談回数は799回でした。また、電話相談2,110件でした。

来所相談の内容は、「性格・行動」に関するものが来所相談実件数の84%と最も多くなっています。特に「性格・行動」に含まれる「不登校」の相談が最も多い95件で、全体の81%を占めています。その内訳は高校生43件（既卒者含む）、中学生26件、小学生26件でした。

福井県の小中学校における不登校児童生徒の数は、増加傾向であり、不登校は、県全体としても喫緊の課題であるとして、不登校の未然防止に取り組んでいます。また、嶺南教育研究所とともに、県内の福祉・医療、司法・警察、教育、雇用・就労などの相談機関と連携し、教育に関する総合相談窓口として、いろいろな相談を受けています。

第45表 教育総合研究所（含嶺南教育事務所）における相談内容・件数（令和4年度）

	幼児		小1・2		小3・4		小5・6		中1		中2		中3	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
性格・行動			3		6	5	7	7	7	3	9	2	4	3
病理・症状								1	1	2				
学業									1					
進路					1									
その他														
人間関係							1			1				
被害														
苦情							1							
小計	0	0	3	0	7	5	9	8	9	6	9	2	4	3
合計	0		32						33					

	高1		高2		高3		高4		その他		小計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
性格・行動	11	9	6	6	8	2	1				62	37	99
病理・症状				1	1	1	1				3	5	8
学業											1	0	1
進路	1			1	1		1				4	1	5
その他									1		1	0	1
人間関係				1							1	2	3
被害											0	0	0
苦情											1	0	1
小計	12	9	6	9	10	3	3	0	1	0	73	45	118
合計	52						1		118				

資料出所：教育総合研究所、嶺南教育事務所

## 2 児童相談所が対応した相談件数等

【児童家庭課】

児童福祉法の改正に伴い、平成17年4月から、児童相談所は、より困難な事例への対応と市町に関する技術的援助および助言を主な役割として担うこととなりました。

令和3年度に児童相談所が対応した児童相談対応件数を内容別で見ると、養護相談1,805件、障害相談554件、次いで、育成相談476件の順となっています。

第46表 児童相談所における内容別相談対応件数（令和3年度）

(件)

種別 区分	養護			保 健	心身障害						
	虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
令和3年度	1,018	787	1,805	1	20	0	0	10	517	7	554
	非行			不登校	育成				その他	総 計	
	ぐ犯行為等	触法行為等	計		性格行動	適性	しつけ	計			
令和3年度	57	25	82	50	197	196	33	476	184	3,102	

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第45）

## 3 市町が対応した相談件数等

【児童家庭課】

平成17年4月の児童福祉法の改正により、市町が児童相談の一義的な窓口と位置づけられました。このため、平成17年度以降、市町が対応した児童相談対応件数は増加傾向にあり、市町が身近な児童相談機関として定着してきていると考えられます。

令和3年度の市町が対応した相談内容をみると、養護相談が1,360件と、最も多くなっています。次いで、育成相談413件、その他の相談196件となっています。

第47表 市町における内容別相談対応件数（令和3年度）

(件)

種別 区分	養護			保 健	心身障害						
	虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
令和3年度	303	1,057	1,360	9	0	0	1	2	3	37	43
	非行			不登校	育成				その他	総 計	
	ぐ犯行為等	触法行為等	計		性格行動	適性	しつけ	計			
令和3年度	12	1	13	64	103	9	237	413	196	2,034	

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第45）

#### 4 警察が受けた相談件数等

【県警人身安全・少年課】

警察では、福井少年サポートセンターに少年育成支援官を配置し、専門的対応を必要とする相談への対応や、非行・被害からの立ち直りを支援する活動を行っています。

##### (1) 相談者別相談状況

令和4年中に新規に警察で受理した相談を相談者別でみると、保護者からの相談が471件と全体の37.9%を占めています。

第48表 相談者別相談状況（令和4年）

（単位：件）

	総 数	少 年 自 身									保 護 者	そ の 他
		未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	他 学 生	有 職 少 年	無 職 少 年	不 詳 他		
令和4年	1,242		57	76	179	46	18	63	16	12	471	304
令和3年	1,075	1	33	63	127	28	16	67	21	8	477	234

資料出所：県警人身安全・少年課

##### (2) 相談内容別

相談内容別構成をみると、最も多いのが「家庭問題」の319件で全体の25.7%を占め、次いで「不審者等」が238件（19.2%）、「ネット関連」が129件（10.4%）の順となっています。令和4年中は、近年落ち着いていた非行問題に関する相談が増えているのが目立ちます。

第49表 相談内容別状況（令和4年）

（単位：件）

	総 数	非行問題			学校問題						家庭問題			交友問題		健 康 問 題	犯 罪 被 害	ネ ッ ト 関 連	不 審 者 等	自 殺	そ の 他
		非 行 そ の 他	不 良 行 為	家 出 ・ 無 断 外 泊	校 内 暴 力	不 登 校	い じ め	生 徒 指 導	体 罰	そ の 他	家 庭 内 暴 力	児 童 虐 待	そ の 他	異 性	そ の 他						
令和4年	1,242	50	62	12	3	1	15	1	4	35	19	175	125	63	64	18	75	129	238	3	150
令和3年	1,075	38	32	8	0	10	18	1	0	35	13	179	114	65	57	14	79	115	202	3	92

資料出所：県警人身安全・少年課

## 5 青少年愛護センターが受け付けた相談件数等

【県民安全課】

令和4年度の青少年愛護センターにおいて受理した相談実施結果は第50表のとおりです。

- ①受理総件数は、433件でした。
- ②相談者別では、一般からの相談が170件で一番多く、以下教師（156件）、保護者（58件）、高校生（26件）の順となっています。
- ③主な相談内容は、家庭問題（60件）、学業（31件）、性格・行動（29件）、非行・ぐ犯（16件）の順になっています。
- ④各相談者では、学生は性について、保護者は性格・行動について、教師は学業についての相談が多くを占めました。

第50表 青少年愛護センターにおける相談内容・件数（令和4年度）

相談者 相談事項	小学生	中学生	高校生	その他 学生	教師	保護者	一般	合計
学業	0	0	0	0	20	5	6	31
進路	0	1	0	0	5	1	1	8
職業	0	0	0	0	1	0	4	5
性格・行動	4	0	0	0	10	8	7	29
交友	0	1	1	0	2	0	1	5
異性	0	0	1	0	0	1	0	2
性	0	1	10	2	0	0	1	14
健康・体	0	0	1	0	3	0	7	11
不登校	0	1	1	0	5	7	2	16
怠学	0	0	0	0	3	1	0	4
非行・ぐ犯	0	0	0	0	18	0	8	26
家出	0	0	0	0	2	0	0	2
家庭問題	1	0	2	0	17	5	35	60
人生問題	0	0	0	0	0	0	10	10
いじめ	0	0	5	0	4	3	1	13
その他	4	3	5	5	66	27	87	197
総計	9	7	26	7	156	58	170	433

資料出所：県民安全課

## 6 総合福祉相談所

(精神保健福祉センター部門) が受け付けた相談実件数等

【総合福祉相談所】

当相談所では青少年の相談も多く、特に、15歳以上の青年の相談が多くあります。また、医療を必要とする状態に近い内容の相談も比較的多くなっています。

全相談実件数に対する青少年（0～29歳）の割合は、32.2%です。これを年齢階層別にみると、25～29歳（42件）が最も多く、20～24歳（39件）、15～19歳（27件）と続いています。

第51表 総合福祉相談所（精神保健福祉センター部門）における相談件数年齢階層別相談実件数（令和3年度）

年齢 \ 性別	男 性	女 性	合 計
0～9歳	4	1	5
10～14歳	4	3	7
15～19歳	19	8	27
20～24歳	24	15	39
25～29歳	30	12	42
0～29歳	81	39	120
30歳～	161	92	253
合 計	242	131	373

注：相談者の年齢を特定できているものを計上

資料出所：総合福祉相談所